

平成29年 1月19日

取引先企業のみなさまへ

株式会社 奥村組

労働者単位での社会保険加入の徹底について（お願い）

謹啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社におきましては、建設業の社会保険加入対策の一環として、国交省の「社会保険の加入に関する下請ガイドライン」や日建連の「社会保険加入促進要綱」および同「実施要領」に基づき、様々な取組みを進めてまいりました。平成28年度では、貴社（弊社と直接請負契約を結ぶ企業、一次会社）および二次以下も含めたすべての企業において適正な社会保険に加入することを契約条件としてきましたが、平成29年4月以後は、労働者個人単位においても、適正な社会保険に加入していることを確認できない労働者については、下記のとおり取扱いさせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 平成29年4月以降、特段の理由（注）がない限り、適正な社会保険に加入していない労働者の弊社の現場への入場をお断りするとともに、このことを貴社との工事請負契約の条件とします。貴社および貴社の下請企業におかれましてもこの措置にご協力ください。
2. 上記1. の実施にあたり、貴社が雇用する労働者の社会保険への適正な加入を徹底してください。また、二次以下の全ての下請企業に対し、雇用する労働者の社会保険への加入を徹底させてください。  
二次以下の労働者も含めて「適正な社会保険」に加入しているかどうかを別添の「現場入場可否チェックシート」を参考に確認し、不備があれば（同チェックシートで確認の結果「入場保留」となる場合は）、3月31日までに適正な社会保険への加入手続きを完了してください。なお、4月1日以後、各現場において、入場時に同様のチェックシートにより加入状況を確認させ

て頂きます。

(注) 特段の理由とは、下記のとおりです。

- ①工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合。  
上記①に該当しなければ、次の②から④の場合に限定する。
- ②60歳以上で厚生年金保険に未加入の場合(この場合は健康保険もセットで未加入になる)。  
なお、雇用保険は60歳以上でも例外的な扱いをしない。
- ③例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の労働者が工事の施工に必要な特殊技能を有しており、入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合。
- ④当該労働者について社会保険への加入手続き中であるなど今後確実に加入することが見込まれる場合(手続き中であることを証する書類が必要)。

以 上

問い合わせ先等

※平成29年2月1日以降、弊社工事所(もしくは発注部門)から貴社への見積依頼時に本文書を交付し、説明・指導を行う予定です。

株式会社 奥村組 管理本部 安全環境部 (担当:金咲)  
TEL: 06-6625-3860  
FAX: 06-6623-5780

## 現場入場可否チェックシート(協力会社配付用)

### 《健康保険、年金保険のチェック》

| 事業所の形態   | 就労の形態   |   | 健康保険  | 入場可否  |                              | 年金保険                        | 入場可否   |   |   |
|--|---|---|---|---|------------------------------|-----------------------------|--|---|---|
| <input type="checkbox"/> 法人事業所<br>(株式会社等)<br><br><input type="checkbox"/> 個人事業所<br>(常時使用される者が5人以上) | <input type="checkbox"/> 常用労働者<br><br><input type="checkbox"/> 法人代表者・役員 | ➔ | <input type="checkbox"/> 加入                                     | <input type="checkbox"/> 健康保険組合<br><input type="checkbox"/> 協会けんぽ<br><input type="checkbox"/> 国保組合(建設国保等) | <input type="checkbox"/> 入場可 | <input type="checkbox"/> 加入 | <input type="checkbox"/> 厚生年金<br><br><input type="checkbox"/> 国民年金 | <input type="checkbox"/> 入場可<br><br><input type="checkbox"/> 入場保留 |   |
|  |   |   | <input type="checkbox"/> 未加入                                    | <input type="checkbox"/> 入場保留   |                              |                             |  | <input type="checkbox"/> 未加入<br><br><input type="checkbox"/> 受給者  | <input type="checkbox"/> 入場保留<br><br><input type="checkbox"/> 入場可 |
| <b>【適用除外者】</b><br><input type="checkbox"/> 個人事業主と家族従業員<br><input type="checkbox"/> 短時間労働者等(※1)     |   | ➔ | <input type="checkbox"/> 加入<br><br><input type="checkbox"/> 未加入 | <input type="checkbox"/> 入場可  |                              |                             |  | <input type="checkbox"/> 加入<br><br><input type="checkbox"/> 未加入   | <input type="checkbox"/> 入場可<br><br><input type="checkbox"/> 入場可  |
| <input type="checkbox"/> 個人事業所(常時使用される者が5人未満)  |   | ➔ | ※入場制限の対象ではありませんが、国民健康保険、または国民健康保険組合に個人で加入してください。                |   |                              |                             | ※入場制限の対象ではありませんが、国民年金に個人で加入してください。                                 |   |   |

### 《雇用保険のチェック》

| 就労の形態                                |                                    | 雇用保険                          | 入場可否  |   |
|--------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> 事業主、一人親方、役員 | ➔                                  | <input type="checkbox"/> 加入不可 | <input type="checkbox"/> 入場可                                    |   |
| <input type="checkbox"/> 労働者         | <input type="checkbox"/> 適用除外者(※2) | <input type="checkbox"/> 加入不可 |   |   |
|                                      |                                    | <input type="checkbox"/> 上記以外 | <input type="checkbox"/> 加入<br><br><input type="checkbox"/> 未加入 | <input type="checkbox"/> 入場可<br><br><input type="checkbox"/> 入場保留 |

➔入場保留の場合は、元請にて次の「特段の理由」の有無を確認して入場可否を判断させていただきます。

#### 【特段の理由】

- ① 工事の円滑な施工に著しい支障が生じる懸念がある場合。  
上記①に該当しなければ、次の②から④の場合に限定する。
- ② 60歳以上で厚生年金保険に未加入の場合(この場合は健康保険もセットで未加入になる)。なお、雇用保険は60歳以上でも例外的な扱いをしない。
- ③ 例えば伝統建築の修繕など、当該未加入の労働者が工事の施工に必要な特殊技能を有しており、入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合。
- ④ 当該労働者について社会保険への加入手続き中であるなど今後確実に加入することが見込まれる場合。(手続を証する書類が必要)

※1(短時間労働者等)

- ・1日あるいは1週間の労働時間及び1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3未満である者
- ・臨時に使用される者(日々雇い入れられる者、2ヶ月の期間を定めて使用される者) など

※2(適用除外者)

- ・1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・31日以上継続して雇用される見込みがない者 など

注1 外国人労働者も社会保険(健康・年金・雇用保険)の加入が義務付けられています。

注2 本チェックリストは、社会保険の原則的な適用関係をもとに作成しています。